平成 22 年 9 月 22 日

各　　位

会 社 名　株式会社物語コーポレーション
代表者名　代表取締役社長　小林　佳雄
（コード：3097　東証第二部）
問合せ先　専務取締役管理本部本部長　高山　和永
（電話番号　0532－63－8001）

ストックオプションとして発行する新株予約権の内容に関するお知らせ

当社は、平成22年９月22日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定、並びに平成22年９月22日開催の当社第41期定時株主総会の決議に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な発行内容を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．新株予約権の名称
株式会社物語コーポレーション　第２回新株予約権

２．発行の理由
会社業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役、および従業員に対し、新株予約権を無償で発行することとし、長期的な企業価値の向上を図るものであります。

３．新株予約権の目的である株式の種類および数
当社普通株式　28,100 株
なお、当社が株式分割（株式の無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数は調整されるものとする。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生ずる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

４．新株予約権の総数

281個

なお、新株予約権１個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、前項３．に定める株式の数の調整を行った場合には、同様の調整を行う。

５．新株予約権の割当てを受ける者、その者に対して割当てる新株予約権の数

新株予約権の割当てを受ける者、およびその者に対する割当数は、以下のとおりとする。ただし、割当てを受ける者から新株予約権の引受けの申込みがあることを条件とし、申込みの数が割当数に満たない場合には申込みの数を割当てるものとする。

割当てを受ける者	人数	１人当たりの新株予約権の数	割当て個数の合計
当社取締役	２名	10 個	20 個
当社従業員	169 名	１～５個	261 個
合計	171 名	－	281 個

６．新株予約権と引換えに払込む金銭

本取締役会決議に基づく新株予約権については、金銭の払込みを要しないこととする。

７．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.02を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{既発行株式数+\frac{新規発行株式数\times１株当たり払込金額}{１株当たりの時価}}{既発行株式数+新規発行株式数}$$

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

８．新株予約権の割当日
平成22年10月13日

９．新株予約権の権利行使期間
平成24年９月23日から平成32年８月31日までとする。

10．新株予約権の行使の条件
①１個の新株予約権につき一部行使はできない。
②本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社又は関係会社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位を有しているものとする。但し、当社又は関係会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は関係会社の従業員の定年による退職の場合、および取締役会が正等な理由があると認めた場合はこの限りではない。
③その他の行使条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結される契約に定めるところによる。

11．新株予約権の取得の事由
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき)は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

12．新株予約権の譲渡による取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

13．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
①増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

14．端数がある場合の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

＜ご参考＞

１．定時株主総会付議のための取締役会決議日　平成22年８月17日

２．第41期定時株主総会の決議日　平成22年９月22日

以　上